

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する使途状況

平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられ、この引上げ分の税収については、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）やその他の社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。また、令和元年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税増収分についても、社会保障の充実に要する経費に充てるものとされています。西原村の令和3年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）・・・・・・・・・・ 77,000千円
 【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費・・・・・・・・ 1,043,300千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		令和3年度 予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
区分	小区分		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	高齢者福祉費 障害者福祉費 児童福祉費 等	625,048	352,807	27,540	33,495	211,206
社会保険	国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険 等	304,908	68,514	0	32,358	204,036
保健衛生	保健衛生 健康増進 等	113,344	31,335	572	11,147	70,290
		1,043,300	452,656	28,112	77,000	485,532

※ 当初予算ベース・地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業区分に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。
 ※ 事務人件費は、予算額から除外しています。